

議案第七十八号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十四日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十一条第三項第一号及び第二号中「一万五千七百円」を「一万四千七百円」に改める。

第十三条の見出しを「（地域手当）」に改め、同条第一項中「当分の間、調整手当」を

「地域手当」に改め、同条第二項及び第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十四条第一項第一号から第三号までの規定及び第二十七条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第三十条第二項中「百分の四十、」を「百分の四十二・五、」に、「百分の四十五」を

「百分の四十七・五」に改め、同項ただし書中「百分の八十」を「百分の八十二・五」に

改め、同条第三項中「百分の四十」を「百分の四十二・五」に、「百分の二十」を

「百分の二十二・五」に、「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の二十

五」を「百分の二十七・五」に、「百分の八十」を「百分の八十二・五」に、「百分の四十、」を「百分の四十二・五、」に改め、同条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	-	-	283,400
	2	-	162,700	297,000
	3	147,400	170,800	310,600
	4	153,400	179,700	323,800
	5	160,400	190,600	337,000
	6	168,200	197,400	347,000
	7	177,100	204,400	357,000
	8	187,100	211,800	367,000
	9	193,700	219,600	375,600
	10	200,100	230,400	384,000
	11	206,500	241,800	392,000
	12	213,200	253,400	399,600
	13	220,100	265,600	407,000
	14	227,300	278,000	414,200
	15	234,500	290,800	421,200
	16	241,500	304,000	427,800
	17	248,300	317,200	434,200
	18	254,700	329,800	440,200
	19	261,100	339,700	445,800
	20	267,300	349,300	450,600
	21	272,900	358,900	454,600
	22	278,100	367,100	458,200
	23	282,900	375,100	461,400
	24	287,300	382,700	464,300
	25	291,300	389,500	467,100
	26	294,600	395,700	469,900
	27	297,800	401,300	472,700
	28	300,600	406,500	475,500
	29	303,000	411,300	
	30	304,800	415,900	
	31	306,400	420,300	
	32	308,000	424,300	
	33	309,600	428,300	
	34	311,200	431,900	
	35		435,100	
	36		437,600	
	37		440,000	
	38		442,400	
	39		444,700	
	40		446,700	
	41		448,700	
	42		450,700	
43		452,700		
再任用 職員		227,600	283,000	349,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

1 この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項、第十三条、第二十四条第一項第一号から第三号まで、第二十七条第四項及び第三十条第四項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める。

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 平成十八年三月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二十七条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項及び第五項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）第四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委

員会が定める職員にあつては、第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月二日から平成十八年三月一日までの間に新たに職員となつた者（平成十七年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年杉並区条例第十九号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額額の合計額に百分の〇・九七を乗じて得た額に、平成十七年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・九七を乗じて得た額

三 平成十七年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・九七を乗じて得た額

5 平成十七年四月一日から平成十八年三月一日までの間において、他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になつた者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める者との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

6 改正後の条例第三十条第一項及び第二項の規定の適用については、平成十八年三月三十一日までの間、同条第一項中「六月一日」とあるのは、「三月一日、六月一日」と、同条第二項中「六月」とあるのは「三月に支給する場合には百分の五、六月」と、「百分の八十二・五」とあるのは「三月に支給する場合には百分の五、六月及び十二月に支給する場合には百分の八十二・五」とする。

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（給料）</p> <p>第三条 給料は、杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例第十七号。以下「勤務時間条例」という。）第三条、第四条及び第六条第一項に規定する正規の勤務時間（第二十条第三項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。</p>	<p>（給料）</p> <p>第三条 給料は、杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例第十七号。以下「勤務時間条例」という。）第三条、第四条及び第六条第一項に規定する正規の勤務時間（第二十条第三項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。</p>

2
略

2
略

(扶養手当)

第十一条 略

2 略

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

一 前項第一号に掲げる者 一万四千七百円

二 前項第二号に掲げる子のうち一人(職員に配偶者のない場合に限る。) 一万

四千七百円

三及び四 略

4 略

(地域手当)

第十三条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の百分の十二の

(扶養手当)

第十一条 略

2 略

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

一 前項第一号に掲げる者 一万五千七百円

二 前項第二号に掲げる子のうち一人(職員に配偶者のない場合に限る。) 一万

五千七百円

三及び四 略

4 略

(調整手当)

第十三条 職員には、当分の間、調整手当を支給する。

2 調整手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の百分の十二の

範囲内の額とする。

3 地域手当の支給額、支給方法その他地域手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(休職者等の給与)

第二十四条 休職等となつた職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することが出来る。

一 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条に掲げる事由に該當して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれ百分の百

二 地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該當して休職されたときは、その休職期間が満二年に達するまで

範囲内の額とする。

3 調整手当の支給額、支給方法その他調整手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(休職者等の給与)

第二十四条 休職等となつた職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することが出来る。

一 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条に掲げる事由に該當して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれ百分の百

二 地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該當して休職されたときは、その休職期間が満二年に達するまで

は、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十

三 地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額

四 略

2 及び 3 略

(期末手当)

第二十七条 略

2 及び 3 略

4 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する前二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則

は、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十

三 地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額

四 略

2 及び 3 略

(期末手当)

第二十七条 略

2 及び 3 略

4 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する前二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則

で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

一及び二 略

5 及び 6 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、六月に支給する場合には百分の四十二・五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の八十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の四十二・五」と

で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

一及び二 略

5 及び 6 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、六月に支給する場合には百分の四十、十二月に支給する場合には百分の四十五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の八十を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の四十」と

あるのは「百分の二十二・五」と、「百分の四十七・五」とあるのは「百分の二十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「六月に支給する場合においては百分の四十二・五、十二月に支給する場合においては百分の四十七・五」とする。

4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

一及び二略

5
5
7
略

あるのは「百分の二十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の八十」とあるのは「六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては百分の四十五」とする。

4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

一及び二略

5
5
7
略

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																				
給 料 表	別表第一																																				
諸 手 当	扶 養 手 当 配偶者及び配偶者のない職員の扶養親族である子のうち1人の手当額（月額）																																				
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現 行</th> <th style="width: 50%;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15,700円</td> <td style="text-align: center;">14,700円</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正	15,700円	14,700円																																
	現 行	改 正																																			
	15,700円	14,700円																																			
	調 整 手 当	廃止 支給率12%																																			
地 域 手 当	新設 支給率12%																																				
勤 勉 手 当	<p>職員の勤勉手当支給月数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">現 行</th> <th style="width: 40%;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">0.40</td> <td style="text-align: center;">0.425</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">0.45</td> <td style="text-align: center;">0.475</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条に基づき指定する職員（管理職員）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">現 行</th> <th style="width: 40%;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">0.825</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">0.825</td> </tr> </tbody> </table> <p>期末手当と勤勉手当とを合計した支給月数は、4.40月分から4.45月分となる。</p> <p>再任用職員の勤勉手当支給月数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">現 行</th> <th style="width: 40%;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">0.20</td> <td style="text-align: center;">0.225</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.275</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条に基づき指定する再任用職員（管理職員）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">現 行</th> <th style="width: 40%;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">0.40</td> <td style="text-align: center;">0.425</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">0.45</td> <td style="text-align: center;">0.475</td> </tr> </tbody> </table>		現 行	改 正	6月期	0.40	0.425	12月期	0.45	0.475		現 行	改 正	6月期	0.80	0.825	12月期	0.80	0.825		現 行	改 正	6月期	0.20	0.225	12月期	0.25	0.275		現 行	改 正	6月期	0.40	0.425	12月期	0.45	0.475
	現 行	改 正																																			
6月期	0.40	0.425																																			
12月期	0.45	0.475																																			
	現 行	改 正																																			
6月期	0.80	0.825																																			
12月期	0.80	0.825																																			
	現 行	改 正																																			
6月期	0.20	0.225																																			
12月期	0.25	0.275																																			
	現 行	改 正																																			
6月期	0.40	0.425																																			
12月期	0.45	0.475																																			
実 施 の 時 期 等	<p>平成18年1月1日（調整手当の廃止及び地域手当の新設については、平成18年4月1日）</p> <p>平成17年4月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成18年3月支給の期末手当の額について必要な調整措置を講ずる。また、17年度の特例として3月期に勤勉手当（0.05月分）を支給する。</p>																																				